

令和 7 年度三重県介護現場革新会議 取組方針

1 三重県介護現場革新会議における検討事項

1 地域における課題やその解決策に対する検討

○それぞれの立場における課題を提示し、課題の解決に向けた検討を行う。

2 施策への意見収集

○県が実施している施策や、今後実施する予定の施策に対する意見を収集する。施策が介護現場に対してどのような効果があるのか、さらに事業効果を高めるにはどうしたらよいか等について、意見を収集する。

○三重県介護現場革新会議で得られた意見を施策に反映させることで、施策をアップデートすることができる。

3 三重県介護現場革新会議のメンバー間の連携強化

○会議のメンバー同士で情報交換を行うことで、それぞれが介護現場の課題認識を定期的にアップデートできる。

2 介護分野の生産性向上に取り組む意義①

①介護人材の不足

- 三重県で将来必要となる介護人材の需要数および供給数を推計すると、令和8（2026）年に約1,200人、令和22（2040）年には約5,600人の介護職員の不足が見込まれている。また、令和7年4月の県内の全業種の有効求人倍率は1.17倍に対して介護関係職では3.68倍と高く、介護分野の人手不足は、他産業と比較しても深刻な状況である。
- 高齢化の進展により、2040年にかけて介護サービスの需要がさらに増加する一方で、生産年齢人口は急激に減少していくことが見込まれ、全業種において人手不足に拍車がかかる中で、介護職員の数を増やすことは、現実的には困難になっていく。
- 生産性に課題を抱えていると、介護業務の身体的・精神的負担が重いことで介護職員の定着が進まず、介護業務のマイナスイメージにつながり、人材確保が困難となる。
- 介護現場の生産性向上に取り組むことは、目の前の課題である人材確保・定着につながる取組である。

2 介護分野の生産性向上に取り組む意義②

②介護サービスの質の確保

- 人手不足の中でも、介護ニーズの急増と多様化に対応する必要がある、介護の質を確保し、向上させていくことが、介護現場で求められる。
- 介護サービスの質の維持・向上を実現していくためには、介護現場の業務改善や業務効率化の取組により、介護現場の生産性向上を図っていく必要がある。
- 介護分野における「生産性」を考える場合には、介護分野の人が人にケアを提供するといった特性（製造業等との違い）を十分に考慮する必要がある。介護現場の生産性向上は「利用者に質の高いケアを届ける」という介護現場の価値を重視し、「介護の価値を高めること」と定義している。
- 介護現場の生産性向上は、直接的なケアの「質の向上」と間接的業務の「量的な効率化」に分けられる。「質の向上」は、業務改善を通じて、ケアに直接関係する業務時間の割合増加や内容の充実を、「量的な効率化」は、情報の記録・入力や会議・研修への参加など間接的業務のムリやムダを削減することを意味する。

2 介護分野の生産性向上に取り組む意義③

③介護ロボット・ICTの導入

- 介護ニーズがますます増大する中で、高齢者の自立支援や介護者の負担軽減に資する観点から介護ロボットの活用が期待されており、介護現場でのロボット・センサー等の技術を活用した介護サービスの質の維持・向上が求められる。
- 介護現場においては、手書きの記録が多く使われており、再度パソコンに入力し直すなど非効率な作業が発生していることから、ICT化を推進し、少ない人員でも業務を効率化する取組が求められている。
- 介護ロボット・ICTの導入状況は、令和5年度に県が実施したアンケート結果では、「導入している事業所・施設」は18.8%、「一部、導入している事業所・施設」は15.5%にとどまっている。導入していない理由は、「導入経費が高い」（42.0%）、「導入効果が不明」（36.7%）などとなっている。
- 本県の介護施設等においては、補助金を活用して介護ロボット・ICT等の活用が一定進んでいる一方、導入しているものの十分に活用できていない事業所があることから、導入促進の取組だけでなく、既導入施設に対する活用促進や導入効果の最大化を支援していく必要がある。

2 介護分野の生産性向上に取り組む意義④

④制度改正

- 令和4年12月には、「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」において、事業者の意識改革やテクノロジーの導入促進、業務効率化に向けた取組の重要性が共有された。
- 令和6年4月1日施行の改正介護保険法においては、都道府県に「介護サービスを提供する事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上」に資する助言及び援助を行う努力義務が課されることとなった。
- 令和6年度介護報酬改定においては、施設系サービスにおいて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付けや、介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進を図る「生産性向上推進体制加算」の新設がされた。また、介護職員等処遇改善加算における生産性向上の職場環境要件の拡充がされるなど、生産性向上に係る介護報酬や人員・運営基準等の改正が行われた。

3 令和7年度に優先的に取り組むべきこと

- ①介護現場の生産性向上を図るため、ワンストップ窓口である「みえ介護生産性向上支援センター」を設置し、相談対応、介護ロボット・ICTの導入支援等に取り組む。
- ②みえ介護生産性向上支援センター事業において、訪問介護事業所向けの個別セミナーを開催するなど、居宅系サービスにおける生産性向上の取組を促進する。
- ③令和6年度介護報酬改定に伴い、各介護サービス事業所において対応が求められる「生産性向上推進体制加算」や「介護職員等処遇改善加算」の取得・移行支援を行う。
- ④予算が拡充された令和7年度介護テクノロジー導入支援事業により、介護サービス事業所における介護ロボット・ICTの導入を促進する。
- ⑤「ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業」に県内4市で取り組み、連携システムの導入率の向上を図るとともに、導入過程を好事例として県内事業所に横展開する。